

京都市男女共同参画センター  
相談員募集要項

【職種と人数】 京都市男女共同参画センター 相談員（臨時職員）若干名

【職務内容】 電話、面接での相談業務やそれに関わる事務処理等  
DV、性被害、離婚、ハラスメント等、様々な相談を含みます。

【応募資格】 以下のいずれかに該当する方

- ① 女性センター等で3年以上、女性相談員の経験がある方。
- ② 臨床心理士、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士のうち一つ以上の資格を持ち、且つ3年以上相談業務に従事した経験のある方。
- ③ 臨床心理士、フェミニストカウンセラーのうち、一つ以上の資格を持ち、且つ女性センター等で3年以上、女性相談員の経験がある方。
- ④ その他、上記資格と同等と認める経歴を有する方  
その他、PC知識（ワード・エクセル等）を要します。

【勤務地】 京都市中京区東洞院通六角下る 262 番地  
京都市男女共同参画センター内

週 1 回程度、京都市内大学相談室（学内ハラスメント相談）に出張する可能性もあり。

【雇用期間】 2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日（契約更新あり）

【勤務条件】 月・火・木・金・土 で週 3～4 日以上勤務できる方  
早番 10：45～18：30 休憩 60 分  
遅番 12：30～20：15 休憩 60 分

基本は早番ですが、1 ヶ月に 1～2 回火曜の遅番勤務があります。

時給 応募資格① 1,500 円  
          応募資格② 1,800 円  
          応募資格③ 2,000 円

- 【福利厚生】 労災保険・雇用保険  
\*週5日勤務の場合は社会保険あり
- 【その他】 交通費は実費  
昇給・退職手当・賞与はありません。
- 【申込の手続】 「女性相談員（臨時職員）選考申込書」に必要事項を記入し、作文を添付のうえ提出ください。作文の課題は「男女共同参画センターにおける相談の役割」とし、A4サイズ、横書き、800～1200字程度で作成してください。  
「女性相談員（臨時職員）選考申込書」はウイングス京都のホームページからダウンロードできます。  
<http://www.wings-kyoto.jp/>
- 【提出期間】 2019年2月28日（木）までに持参又は郵送にて（2月28日必着）  
なお、提出書類は返却いたしません。
- 【選考方法】 提出書類による1次審査を行い、1週間以内に可否に関わらず電話、またはメールにてご連絡いたします。第1次審査の通過者は第2次審査（面接とインテーク面談のロールプレイ）を受けていただきます。

申込書送付先／お問合せ

〒604-8147

京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地

京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会 事業企画課相談係

電話 075-212-8013